

射水市斎場建設調査検討委員会

報告書

平成 2 2 年 1 月

射水市斎場建設調査検討委員会

## 目 次

1	はじめに-----	P1
2	現施設の現状と問題点について-----	P2
3	新施設の機能および規模について-----	P3・4
4	新施設の建設手法、管理・運営方法について-----	P4・5
5	建設適地条件について -----	P5
6	おわりに-----	P6

## 1. はじめに

射水市斎場は、市内唯一の火葬施設として、市民および近隣自治体住民の火葬需要に応えています。現施設は昭和42年4月より40年以上使用され、施設・設備の老朽化や利用上の問題点に加えて将来的に見込まれる火葬需要への対応等、さまざまな課題を抱えています。

市は、これらの課題の解決に向けて、平成20年5月に庁内組織として市民環境部次長を委員長とする「射水市斎場建設調査検討庁内連絡会」を設置し、現施設の現状および問題点、新施設の機能及び規模等整備の方向性について検討を重ねてきました。

また、平成20年度から実施されている射水市総合計画・実施計画では、斎場建設事業が、23年度からの主要事業として位置付けられています。

このような状況から、21年3月に学識経験者、各種市民団体等の代表者、公募による委員7人で組織する「射水市斎場建設調査検討委員会」を設置し、斎場の建設に関する基本的な事項について調査および検討を行いました。

今回、その結果を報告書としてまとめ、市長に提出致します。

平成22年1月29日

射水市斎場建設調査検討委員会

委員長 榊 利之

## 2 現施設の現状と問題点について

### (1) 現施設の現状

名 称	射水市斎場
開設年月日	昭和42年4月1日
敷地面積	4,396 m <sup>2</sup>
資料1参照	

### (2) 問題点

#### 施設・設備の老朽化

本市斎場は昭和41年に竣工し、昭和52年には火葬炉、再燃焼炉を増設するなど設備の充実を図ってきた。しかし、近年は火葬炉設備等の老朽化がますます進行していることから、補修・改修費用が増える傾向にある。また、一般的に資産の耐用年数については火葬設備では16年、建物は38年とされている。(原価償却資産の耐用年数等に関する省令 = 昭和40年3月31日大蔵省令第15号)

#### 利用上の問題点

##### (i) ユニバーサルデザインへの対応

現施設には、自動ドア等の設置がなく、高齢者や障害者が利用する際に不便をかけている状況にある。このため、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設として整備する必要がある。

##### (ii) 基本的な火葬機能(火葬炉、告別室、収骨室等)への対応

現施設は、告別室および収骨室が、個々に遮断されていないので、他の遺族と顔を合わせることがあり、利用者のプライバシーに配慮する必要がある。

##### (iii) 受付業務への対応

現在、受付業務は電話で行っているが、夜間受付を行っていないので受付業務の改善が必要である。

##### (iv) 駐車スペースへの対応

現施設の敷地内に管理棟が建設されているため十分な駐車スペースが取れない。(現在、22台しか駐車できないことから、火葬集中日には駐車できない車両がある。)

## 高齢化及び火葬需要への対応

現在、年間 1,000 件前後で推移している火葬取扱件数は、本格的な高齢社会が到来することに伴い、今後死亡者数が著しく増加することが見込まれることから、平成 42 年度には約 1,600 件に達すると推計される。

(厚生労働省国立社会保障人口問題研究所発行「日本の将来人口」による。)

このため、現施設の施設・設備では、将来の需要に対応ができなくなる。

資料 2 参照

## その他

現施設は、高岡市牧野地区の火葬受け入れを行っており、施設を更新する場合には、事前に高岡市と協議する必要がある。

## 3 新施設の機能及び規模について

### (1) 必要火葬炉数について

死亡者数の推移をみると増加傾向にあり、ピーク時は平成 42 年度になる。

(現在の火葬件数は、年間約 1,000 件、平成 42 年度には約 1,600 件となる。)火葬集中係数を火葬実績により算出すると、必要火葬炉数は、7 基であると考えられる。

資料 3 参照

### (2) 告別および収骨室数について

告別・収骨室数は同一時間帯の告別数(受付件数)と同数必要である。通常、施設の効率的運営の観点から、告別室および収骨室は、概ね、火葬炉 3 基に 1 室の割合で設置される。

必要火葬炉数が 7 基であるため、3 室が必要であると考えられる。

### (3) 待合室数について

待合室数は、同一時間帯の稼働炉数と同数が必要であるが、通常、清掃時間等を考慮して火葬炉数と同数が設置されている。

必要火葬炉数が 7 基であるため、7 室が必要であると考えられる。

### (4) 式場施設の設置について

市内には、5 箇所の式場機能のある葬祭施設があり、また公民館および寺等も利用されている。家族や親戚等のみで行う密葬もあるため、小規模な式場機能の

ある施設の設置が必要であると考えられる。

なお、式場施設の設置については、地元業者や市民の意見に配慮する必要がある。

資料4参照

#### (5) 受付業務について

受付業務が24時間対応できるように、自動受付システムの導入が必要であると考えられる。

#### (6) 敷地構成について

敷地構成は、建設用地、駐車場、構内道路、付帯施設(庭園、池、慰霊塔等)、構内と周辺との調和を保つための環境緑地等が必要であると考えられる。

また、将来の火葬需要を見据え、各施設を整備するのに十分な面積を確保するとともに、近年の火葬場の建設内容や社会意識の変化を考慮すれば広場、公園等と一体的に整備する火葬場公園的発想も必要であると考えられる。

#### (7) 必要敷地面積について

敷地面積は、全国平均では、市街地の立地では式場施設有で29,000 m<sup>2</sup>、無では12,000 m<sup>2</sup>である。また、市街地以外の立地では式場施設有で28,000 m<sup>2</sup>、無では12,000 m<sup>2</sup>となっている。

このことから、式場施設の有無にかかわらず、少なくとも12,000 m<sup>2</sup>前後の敷地面積が必要であると考えられる。

資料5参照

### 4 新施設の建設手法、管理及び運営方法について

#### (1) 建設手法について

建設手法については、公設、民間の資金やノウハウ等を活用したPFI、DBO方式があるが、限られた財源を有効に活用し、効率的で効果的な建設を行うため、それぞれのメリットとデメリットを比較検討したうえで、最も適した手法を選択すべきである。また、それぞれの建設手法について先進事例を調査する必要があり、地域経済への波及効果にも配慮する必要があると考えられる。

資料6参照

(2) 管理及び運営方法について

管理および運営方法については、公設では公営、指定管理制、長期継続契約がある。また、民間の資金やノウハウ等を活用し建設をも含む PFI、DBO 方式がある。限られた財源を有効に活用し、効率的で効果的な管理及び運営を行うため、それぞれのメリットとデメリットを比較検討したうえで、最も適した手法を選択すべきである。また、色々な管理及び運営方法について先進事例を調査する必要があり、地域経済への波及効果にも配慮する必要があると考えられる。

資料6参照

## 5 新施設の建設適地条件について

(1) 関連法規について

斎場は、都市計画法第 11 条に規定する都市施設である。(都市計画法第 11 条第 1 項第 7 号)したがって、都市計画決定が必要である。

(2) 建設省斎場建設指針(昭和 35 年制定)について

社会情勢がかなり変化しているので、現状を踏まえたうえで適地の選定を行う必要がある。

(3) その他の適地条件について

利便性(人口バランス、交通条件、周辺地区の施設と火葬場の配置バランスを考慮する必要がある。)

災害対策(災害の影響を受けにくい位置が適地であると考えられる。)

周辺景観(周辺環境と調和したデザインを取り入れた施設が必要であると考えられる。)

資料7参照

## 6 おわりに

本委員会は、射水市長の依頼を受けて平成21年3月に第1回の委員会を開催して以来、計5回の委員会において、現施設の現状と問題点、新施設の機能および規模、新施設の建設手法および管理・運営方法、建設適地条件などについて議論を重ね、本報告書を提出するものであります。

しかし、本委員会では、新斎場を整備する具体的な用地選定まで踏み込んでおりません。今後、斎場整備を進めるにあたっては、周辺住民の理解と同意を得ることが最大の課題であると思われます。具体的な用地の選定にあたっては、本委員会での検討結果を踏まえ、射水市総合計画・実施計画の予算規模と照らし合わせ、総合的に判断していただきたいと思っております。

委員の皆様にはお忙しい中、それぞれのお立場から多数の貴重なご意見をいただきました。また、事務局の皆様には多岐にわたる資料を用意していただきました。皆様のご指導、ご支援に深く感謝し、厚く御礼申し上げます。

平成22年1月29日

射水市斎場建設調査検討委員会

委員長 榊 利之



# 資料編

## (資料)

1	現施設の現状について	P 1・2
2	人口動態の推移と将来予測について	P 3
3	本市における必要火葬炉数について	P 4
4	市内葬祭業者(式場機能を有する施設)一覧表	P 5
5	全国平均敷地面積について	P 5
6	新施設の建設手法、管理及び運営方法について	P 6・7
7	新施設の建設適地条件について	P 8・9
8	射水市斎場建設調査検討委員会開催状況について	P 10
9	射水市斎場建設調査検討委員会設置要綱	P 11
10	射水市斎場建設調査検討委員会委員名簿	P 12

## 1 現施設の現状について

## (1) 施設の概要

名 称	射水市斎場	
開設年月日	昭和42年4月1日	
起工・完了年月日	昭和41年6月8日～昭和41年11月30日	
工事費	27,500,000円	
敷地面積	4,396 m <sup>2</sup>	
建物延床面積	本館・待合室	300 m <sup>2</sup>
	再燃焼室	41 m <sup>2</sup>
	事務所	28 m <sup>2</sup>
	キャノピー	81 m <sup>2</sup>
	管理棟	504 m <sup>2</sup>
	計	954 m <sup>2</sup>
設 備	火葬炉	5基
	再燃焼炉	2基
主燃料	灯油	
火葬時間	約70分	
火葬可能な棺の大きさ(最大)	幅	高さ 奥行き
	60 cm × 45 cm × 200 cm	
用途地域	市街化調整区域	
建ぺい率/容積率	60%/200%	

## (2) 現施設の位置

射水市の西北部に位置し、1級河川庄川右岸沿いに広がる田園地帯であり、北側には国道8号が通り又主要地方道が縦断する交通量の多い場所であります。

## (3) 現施設の場所

射水市寺塚原地内

## (4) 現施設の土地の概要(衛生センターを含む)

ア 斎場関係 4,396 m<sup>2</sup>

イ 衛生センター関係 10,702.63 m<sup>2</sup>

ウ その他（テニス及びゲートボール場）  
4,204 m<sup>2</sup>

( 5 ) 近年の火葬状況

区 分	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
火葬件数（件）	964	977	964	1,001	1,023
稼働日数（日）	299	296	294	296	303
平均件数（件）	3.2	3.3	3.3	3.4	3.4
1日当たり最高火葬件数（件）	8	8	9	9	11

## 2 人口動態の推移と将来予測について

年度	対象人口(人)	射水市死亡率(%)	全国平均死亡率(%)	射水市死亡者数(人)
平成12年度	93,503	0.82	0.77	766
平成17年度	94,209	0.92	0.87	866
平成18年度	94,828	0.99	0.90	938
平成19年度	95,003	0.95	0.92	902
平成20年度	94,880	0.99	0.94	939
平成22年度	94,675	1.04	0.99	984
平成27年度	94,077	1.17	1.12	1,100
平成32年度	92,612	1.32	1.27	1,222
平成37年度	89,500	1.78	1.73	1,593
平成42年度	86,090	1.85	1.80	1,596
平成47年度	82,276	1.87	1.82	1,538

\* 射水市の人口推移予測(人口:市町村自治研究会発行「平成18・19年度全国市町村要覧」による。)

全国平均死亡率:厚生労働省国立社会保障人口問題研究所発行「日本の将来人口」による。)

\* 死亡率の算定

射水市の過去のデータと全国平均を比べると、0.03~0.09(平成17・18・19年度平均)の増加となっていることから、予測率を全国平均死亡率の0.05増として計算した。

牧野地区の人口を含む場合 (平成21年1月1日現在 8,575人)

年度	対象人口(人)	射水市死亡率(%)	全国平均死亡率(%)	射水市死亡者数(人)
平成12年度	102,078	0.82	0.77	837
平成17年度	102,784	0.92	0.87	945
平成18年度	103,403	0.99	0.90	1,023
平成19年度	103,578	0.95	0.92	983
平成20年度	103,455	0.99	0.94	1,024
平成22年度	103,250	1.04	0.99	1,073
平成27年度	102,652	1.17	1.12	1,201
平成32年度	101,187	1.32	1.27	1,335
平成37年度	98,075	1.78	1.73	1,745
平成42年度	94,665	1.85	1.80	1,751
平成47年度	90,851	1.87	1.82	1,698

### 3 本市における必要火葬炉数について

射水市に必要な火葬炉基数の算定は、「火葬炉の建設 維持管理マニュアル」(平成 14 年 日本環境斎苑協会)に記載されている次式により算定しました。

なお、式中の各項目の数値は、下記のとおり設定しました。

$\text{必要炉数} = \frac{\text{集中時 1 日当りの火葬件数 (A)}}{\text{1 炉 1 日当りの火葬件数 (B)}} + \text{予備炉 (1 基)}$ <p>《内訳》 集中時 1 日当りの火葬件数 (A)  <math display="block">= \frac{\text{年間の火葬取扱件数 (A1)} \times \text{火葬集中係数 (C1)}}{\text{年間稼働日数 (D)}}</math> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の火葬取扱件数 (A1) = 死亡予定者数</li> <li>・火葬集中係数 (C1) = 「火葬場の建設維持管理マニュアル」日本環境斎苑による 2.00 を採用する。</li> <li>・年間稼働日数 (D) = 友引、1 月 1 日、火葬なしの日等を考慮して年間 300 日を稼働日として計画する。</li> </ul> <math display="block">\text{1 炉 1 日当りの火葬件数 (B)} = \text{1 火葬のサイクルは (告別 火葬 収骨 清掃) 2 時間が必要であり、1 炉で 1 日当り火葬できる件数は最大 2 回転とする。}</math> </p>
---

#### (1) 平成 42 年における必要火葬炉数

年間の火葬取扱件数	=	1,596 人
集中時 1 日当りの火葬件数	=	$\frac{1,596 \text{ 人} \times 2.00 (C1)}{300 \text{ 日}}$
	=	10.64
必要火葬炉数	=	$\frac{10.64}{2} + 1 \text{ 基 (予備炉)}$
	=	5.32 + 1
	=	6.32 (必要火葬炉数 7 基)

#### (2) 平成 42 年における必要火葬炉数 (高岡市牧野地区の人口を含む。)

年間の火葬取扱件数	=	1,751 人
集中時 1 日当りの火葬件数	=	$\frac{1,751 \text{ 人} \times 2.00 (C1)}{300 \text{ 日}}$
	=	11.68
必要火葬炉数	=	$\frac{11.68}{2} + 1 \text{ 基 (予備炉)}$
	=	5.84 + 1
	=	6.84 (必要火葬炉数 7 基)

## 4 市内葬祭業者（式場機能を有する施設）一覧表

(五十音順)

名 称	所 在 地	開設年月	式場内容(収容人員)	
オークスセレモニーホール射水	本開発 565 - 3	平成 15 年 1 月	2 室	170 人 170 人
セレミューズ井波	大島北野 250	平成 9 年 4 月	2 室	240 人 240 人
セレミューズ小杉	南太閤山 7 丁目 64 - 1	平成 14 年 8 月	2 室	180 人 100 人
ライトホールエチゴ	善光寺 17 - 22	平成 10 年 10 月	2 室	120 人 100 人
ライトホール新港の森	作道 242 - 1	平成 19 年 1 月	2 室	120 人 70 人

## 5 全国平均敷地面積について

(単位：m<sup>2</sup>)

立地地域	式場施設の有無	最大敷地面積	最小敷地面積	平均敷地面積
市街地	有	89,000	12,000	29,000
	無	21,000	2,000	12,000
市街地以外	有	70,000	11,000	28,000
	無	30,000	400	12,000

日本環境斎苑協会による

## 6 新施設の建設手法、管理及び運営方法について

建設手法	法的根拠	意義	管理・運営方法	法的根拠	意義	メリット	デメリット
公設	自治事務 (地方自治法第2条第8項)	市の仕様発注で、市民のニーズを行政が汲み取る。	公営	自治事務	仕様発注	資金調達 の範囲内 で運営で きる	財政的負担 が多い
			指定管理者制 (1)	射水市公 の施設に 係る指定 管理者の 手続等に 関する条 例	・時間延 長等サー ビス向上 ・管理運 営経費の 削減	・管理運 営経費の 軽減 ・サービ スの向上	・行政改革 のみ過剰に 着目される ・まる投げ で悪影響が でる
			長期継続 契約 (2、3)	射水市長 期継続契 約とする 契約を定 める条例	支出を定 額にする ことによ る財政の 平準化	・経費削 減となる	・公共の仕 様のため民 間の創意が 機能しない
PFI方式	PFI法 (民間資 金等の活 用による 公共施設 等の整備 等の促進 に関する 法律)	事業を民間事業者に行わせることによって低廉且つ良質な建設ができる。	PFI方式	PFI法	事業を民間事業者に行わせることによって低廉且つ良質な建設ができる。	・性能発注のため、民間のノウハウがいかせる ・支出削減ができる	・地元業者の参加機会が少なくなる
DBO方式 (design-build-operate)	PFI法に準拠	公共が資金調達し設計、建設、運営を民間に委託	公共が資金調達し設計、建設、運営を民間に委託	PFI法に準拠	公共が資金調達し設計、建設、運営を民間に委託	・PFI法によらないので、手続が簡単 ・コスト縮減率が高い	・公共で資金調達するので金融機関のモニタリング機能がない

- 1 指定管理者 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管

理を行なわせることができる。(地方自治法第244条の2第3項)

- 2 長期継続契約 翌年度以後にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定める。(地方自治法施行令第167条の17)
- 3 長期継続契約を締結することができる契約は、・・・庁舎その他市の施設の維持、管理又は運営の業務に関する委託契約(射水市長期継続契約とする契約を定める条例第2条第2項)

#### P F I方式による斎場建設事業事例

契約締結年月	建設市町村名
15年3月	北海道札幌市
16年3月	広島県呉市
16年6月	愛知県豊川宝飯衛生組合
20年3月	神奈川県小田原市
21年3月	愛知県一宮市

#### 富山県内 P F I方式による建設事業事例

19年度	富山市芝園小・中学校建設
19年度	高岡市蓮華寺市営住宅建替事業



## 7 新施設の建設適地条件について

### (1) 関連法規

火葬場は「墓地、埋葬等に関する法律」、「都市計画法」等により位置づけられています。

#### ア 墓地、埋葬等に関する法律

(墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可)

第1条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。

火葬場の経営には、市町村長の許可が必要

#### (他の法律による処分との調整)

第11条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法第59条の許可又は承認を持って、前条の許可があったものとみなす。

都市計画事業として行う(都市計画決定を行う)場合、許可手続は不要

#### イ 都市計画法

(都市施設)

第11条 都市計画には、当該都市計画区域における次の号に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときには、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。(中略)1項7号 市場、と畜場又は火葬場

火葬場は都市計画決定を行う都市施設として位置づけられます。

都市計画決定は都市計画区域外でも可能であります。

### (2) 建設省斎場建設指針(昭和35年制定)について

現状においては、社会情勢がかなり変化しているので、現状を踏まえたうえで適地の選定を行う必要があります。

ア 都市計画区域内に設けること。

イ 風致地区、景勝地区、優良な住宅地(住居専用地域等)には設けないこと。

ウ 卸売市場、ごみ焼却場、汚物処理場、と畜場との隣接、併設を避けること。

エ 恒風の方向に対して市街地の風上を避けること。

オ 地形的に人目に触れにくい場所(山陰・谷間等)を選ぶこと。

カ 市街地及び将来の市街地(予想区域を含む)から500m以上離れた場所を選ぶこと。

キ 300m以内に学校、病院、住宅群又は公園がないこと。

ク 市街地地区から遠隔でないこと。

ケ 道路条件、交通条件が良いこと。

コ 住居地区との緩衝地帯となり得る庭園、駐車場、緑樹帯などの余裕地を可能な限り確保できること。

## (3) その他の適地条件について

火葬場は、地域社会における必要不可欠な都市施設であるが、ともすれば迷惑施設として考えられ、周辺住民の同意を得ることが困難な施設の一つであります。

また、火葬場は絶えず住民が利用するため、利用に際して各種の面で利便性の高い施設であるが要求されます。

したがって、火葬場の建設予定地の選定にあたっては、法的条件の整理を行うとともに、自然環境条件、社会環境条件等の各種条件の整理を行い、適地であるかどうかの評価・検討を行う必要があります。

## (4) その他

ア 都市計画区域内において敷地の位置を決定して定めます。

定める事項は、「種類、名称、位置、区域、面積」であります。

イ 用途区域が定められている場合には、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域内においては、建設が可能です。

ウ 市街化区域内においては、1,000 m<sup>2</sup>以上、調整区域内では、面積にかかわらず開発行為が必要であります。

エ 農地である場合には、市街化区域内であれば届出のみであるが、調整区域内の農用地区域では、農業振興地域除外と農地転用が必要であり、農用地区域以外であれば、農地転用のみの手続であります。

## 8 射水市斎場建設調査検討委員会開催状況について

### (1) 第1回射水市斎場建設調査検討委員会

日 時 21年3月23日(月)午前10時より

場 所 射水市役所大島庁舎3階大会議室

出席委員 6人 欠席委員 1人

議 題

(1) 現斎場の現状と問題点について

(2) 本市における必要火葬炉数について

(3) その他

### (2) 第2回射水市斎場建設調査検討委員会

日 時 21年5月27日(水)午後2時30分より

場 所 高岡市斎場小会議室

出席委員 5人 欠席委員 2人

議 題

(1) 第1回射水市斎場建設調査検討委員会での継続案件について

(2) その他(高岡市斎場視察)

### (3) 第3回射水市斎場建設調査検討委員会

日 時 21年6月30日(火)午前10時より

場 所 射水市役所大島庁舎3階大会議室

出席委員 4人 欠席委員 3人

議 題

(1) 新施設の機能及び規模について

(2) 新施設の建設手法、管理及び運営方法について

(3) 新施設の建設適地条件について

(4) その他

### (4) 第4回射水市斎場建設調査検討委員会

日 時 21年9月25日(金)午前10時より

場 所 射水市役所大島庁舎3階大会議室

出席委員 7人

議 題

(1) 第1回から第3回委員会の意見論点について

(2) その他

### (5) 第4回射水市斎場建設調査検討委員会

日 時 21年10月27日(火)午前10時より

場 所 射水市役所大島庁舎3階大会議室

出席委員 7人

議 題

- ( 1 ) 報告書 ( 案 ) について
- ( 2 ) その他

## 9 射水市斎場建設調査検討委員会設置要綱

( 設置 )

第 1 条 本市に建設する火葬場の建設に関する基本的な事項について調査及び検討を行うため、射水市斎場建設調査検討委員会 ( 以下「委員会」という。 ) を設置する。

( 所掌事務 )

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討をし、その結果を報告書としてまとめ、市長に提出するものとする。

- ( 1 ) 現施設の現状及び問題点に関すること。
- ( 2 ) 新施設の機能及び規模に関すること。
- ( 3 ) 新施設の建設手法、管理及び運営方法に関すること。
- ( 4 ) 新施設の建設適地条件に関すること。
- ( 5 ) その他施設に関し、必要な事項に関すること。

( 組織 )

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- ( 1 ) 学識経験を有する者
- ( 2 ) 市民団体等の代表者
- ( 3 ) 公募による市民

( 委員の任期 )

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に定める報告書を市長に提出するまでとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 委員長及び副委員長 )

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は、委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。

( 庶務 )

第 7 条 委員会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

( その他 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

## 10 射水市斎場建設調査検討委員会委員名簿

(委員は五十音順)

区 分	委 員 名	役 職 名
委 員 長	榊 利之(さかき としゆき)	富山県立大学工学部教授
副 委 員 長	島田 重太郎(しまだ じゅうたろう)	射水市自治会連合会会長
委 員	井波 俊明(いなみ としあき)	射水青年会議所副理事長
委 員	菅谷 正一(すがたに まさいち)	自営業
委 員	高橋 禮子(たかはし れいこ)	射水市社会福祉協議会常務理事
委 員	舟木 康眞(ふなき やすみち)	射水市環境審議会委員
委 員	堀田 紀子(ほりた のりこ)	射水市婦人会会長

(就任年月日 平成21年3月23日)